

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)  
平成 28 年9月 30 日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600658 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600227 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年9月から平成7年9月までの標準報酬月額については、19万円から36万円とする。

平成6年9月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年9月1日から平成7年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額は36万円であるところ、これとは相違した記録となっている。給与明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求者が主張する36万円と記録されていたところ、平成7年10月11日付で、平成6年及び平成7年の定時決定を取り消し、平成6年9月1日に遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる上、請求者と同様に、平成7年10月11日付で、平成6年9月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われている被保険者が19人いることが確認できる。

また、請求期間当時の総務経理を担当する取締役部長は、A社は厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料解消のため、標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月11日付で行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成6年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501866 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600225 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 1 月 12 日から昭和 35 年 10 月 4 日まで

A事業所（B店）の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、記憶する報酬月額よりも低く記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、平成 9 年 5 月 7 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同事業所に係る資料の一部（「手書き台帳（加入者一覧表）」）を保管する C 地区 A 事業所連合の事務局長は、請求者の A 事業所に係る資料の保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 地区 A 事業所連合の事務局長は、A 事業所で厚生年金保険に加入していたのは、D 店の店主及び店主が雇用する従業員であり、請求者の給与支払及び保険料控除方法について回答できるのは、請求者が勤務していた D 店ではないかと思う旨回答しているところ、B 店の請求期間当時の店主は既に亡くなっている上、同店の後継事業所である E 社は、請求期間当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、請求者は請求期間の給与明細書を保有しておらず、請求期間に A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員も請求期間の給与明細書を保有していないことから、請求期間に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

加えて、上記複数の従業員は、請求者の主張する請求期間の給与額は自身が記憶する給与額と比較して大幅に高額である旨回答している。

また、上記被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録があり、請求者と同じB店であったと思われる従業員 14 人（請求者が名前を挙げた者を含む）について、標準報酬月額の記録を確認したところ、請求者の標準報酬月額とほぼ同額である上、請求者を含めたいずれの者も標準報酬月額を遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501038 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600226 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 1 月 22 日から同年 2 月 20 日まで

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の加入期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、請求者は平成 25 年 1 月 22 日から同年 7 月 27 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された給与台帳及び事業主回答により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は、請求者の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600673 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600228 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 1 月 4 日から同年 3 月 1 日まで

A社に係る請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間については別の事業所に勤務していたが、A社から給与が支給され厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得年月日は、昭和 51 年 6 月 1 日、離職年月日は昭和 52 年 1 月 3 日、資格再取得年月日は同年 3 月 1 日、離職年月日は昭和 55 年 12 月 29 日であり、請求期間の同社における勤務が確認できない。

また、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員番号払出簿」及び「厚生年金基金加入員台帳」において、請求者の被保険者資格の取得年月日は昭和 51 年 6 月 1 日、中途脱退年月日は昭和 52 年 1 月 4 日、再加入年月日は同年 3 月 1 日、喪失年月日は昭和 55 年 12 月 30 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者から提出されたA社の退職金に係る計算書において、昭和 51 年 6 月 1 日入社、昭和 55 年 12 月 29 日退職、勤続 4 年 7 ヶ月と記載されていることが確認できるものの、請求者は、請求期間には同社には勤務していない旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間にはC社に勤務しており、請求期間のうち一部期間は、同社からD国に派遣されていた旨陳述しているところ、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 52 年 1 月 4 日、喪失年月日は同年 2 月 12 日であることが確認できる上、請求者から提出されたパスポートにより、請求者が、同年 2 月 21 日に出国し、同年 3 月 3 日に帰国していることが確認できる。

また、A社は、請求期間に係る資料は保管していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答しているところ、請求期間当時、同社において

給与事務及び社会保険事務を担当していた従業員は、請求者に係る厚生年金保険の処理は適切に行っていた旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間の勤務、給与の支給及び厚生年金保険料の給与からの控除について、他の従業員には分からることなので、従業員照会は希望しない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。